

駐車監視員活動ガイドライン

【碑文谷 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号	環状七号線	柿の木坂3-1先野沢交差点 南3-15先	7-22	
2	主要地方道312号	目黒通り	目黒本町1-14先目黒四中交差点 自由が丘3-17先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道426号	自由通り	東が丘2-11先	自由が丘1-5先佐山緑道	8-20	
2	都道416号	駒沢通り	鷺番3-13先～八雲5-20先駒沢オリンピック公園軟式野球場先の間における目黒区内の駒沢通り		8-22	
3	都道420号	補助26号線	鷺番2-21先	目黒本町5-1先	8-19	
4	都道420号		目黒本町3-6先	目黒本町3-1先	8-19	
5	区道	学園通り	自由が丘2-23先目黒通り八雲3丁目交差点	自由が丘2-14先	8-20	
6	区道	碑さくら通り	目黒本町4-25先	碑文谷3-17先	8-22	
7	区道	中根小通り	中根1-2先目黒通り都立大駅前交差点	東急線綠が丘駅	8-22	
8	区道	八雲文化通り	柿の木坂1-1先環状七号線柿の木坂一丁目交差点	八雲3-2先	8-22	
9	区道	すずかけ通り・グリーンロード	自由が丘3-11先	緑が丘1-14先	8-20	
10	区道	サレジオ通り	碑文谷4-1先	南2-8先	8-20	
11	区道	円融寺通り・洗足いちょう通り	目黒本町1-14先	洗足2-24先	8-22	
12	区道	平和通り	目黒本町5-16先	目黒本町6-24先	8-20	
13	区道	八雲通り	八雲1-4先	八雲3-31先	8-22	
14	区道	緑小通り	自由が丘3-13先	緑が丘1-15先	8-20	
15	区道	柿の木坂通り	柿の木坂1-30先	柿の木坂3-1先	8-22	
16	区道	補助30号線	原町1-3先	原町1-7先	7:30-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	各重点路線時間帯	
2	碑文谷地区	8-20	
3	自由が丘地区	8-20	
4	東急線自由が丘駅、都立大学駅、学芸大学駅周辺	7-20	
5	呑川駒沢支流緑道周辺	7-20	
6	碑文谷公園周辺	7-20	